

子ども・子育て会議について

1. 「印西市子ども・子育て会議」とは

国では、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、このことにより、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から始まりました。この制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を大きな目的としています。

「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたっては、各市区町村において、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や法律に基づく業務の円滑な実施を進めております。また、平成 30 年度からは、次期計画に向けての準備を進める予定です。

「印西市子ども・子育て会議」とは、「印西市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理や子育て支援に関する施策に関して、市の実情を踏まえた施策が実施されるよう、保護者、事業主、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者、公募市民から意見を聴くことを目的とした附属機関です。

2. 子ども・子育て会議に関する国 Q & A（抜粋）

Q 1. 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A 1. 条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCA サイクルを回していく）役割が期待されている。

【資料 3】

Q 2. 地方版子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する、としているが、具体的にはどのような事項に関する調査審議を想定しているのか。

A 2. 条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、同会議は、関係者が政策プロセス（PDCA サイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能することが期待される。すなわち、同会議は、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たすと考えており、実施計画の内容や、定員設定のあり方の審議をはじめ、具体的には次のような点について調査審議することが想定される。

○潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）

○教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標

○ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか

○費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）

○現行の計画について見直すべき部分はないか

なお、保育料の改定など個別の給付や事業の扱いに関する詳細事項について、同会議で調査審議を行うか否かは、法律上の義務付け等はなく、自治体の裁量に委ねられているものと認識している。